

# 郡多哲中国備 郷飯大

岡山大学助教授

今津勝紀

しばらく前のことですが、この広報に「古代の哲多郡」と題して、哲多郡の郷についてお話ししたことを覚えておいてほしいか。その際には、写本によつて一部に異同はありますが、「石蟹」・「新見」・「神代」・「野馳」・「額部」・「大飯」などの郷名が『和名類聚抄』にみえること、石蟹・新見・神代などは、大体、その場所を推定することができているが、額部郷・大飯郷については、まだ明確な根拠が見あたらないことをお話ししました。

この点に関連して、二〇〇一年度の夏の古文書調査で興味深い史料が見つかりましたので、今回はこの点について述べてみたいと思います。この自治体史の調査でも同じ

ですが、地元に残された古文書はほとんどが近世・近代のもので、奈良時代や平安時代の古文書が地元に残されることは、限りなくゼロに近いと言えます。そのため古代史を担当するものとして、この点に期待は抱いていないのですが、近世の史料のなかにも古い時代の姿を垣間見せるものがあり、たとえ近世の古文書であろうとも、丹念に探ることが必要です。近世の史料を利用して、古代史上の問題を解決した例は、出雲国庁の調査など数々の事例があります。

ところで、近世には村が領主に明細帳を提出することがありますが、今回の調査でも村の明細帳が数点確認されました。明細帳には、田畑の様子、川・堤・土手・水門・村堺・水堀・寺社・用水など村に関する情報が整理されて記載されています。今回注目してみたいのは、逸見猛家文書の中にあるそうした明細帳の案文や控えの一つで、蚊家村についての明細帳です。これに



は表題がなく、記述も完備しておらず、いつ作成されたのかも明確にはわかりません。そのため、領主に提出した明細帳そのものの控えではなく、明細帳を作成する際の下書きつまり案文かと思われるので、仮に「蚊家村明細帳案」と呼ぶこととします。この「蚊家村明細帳案」のなかに、「備中国哲多郡大飯郷之内 蚊家村」という記述が家数・人別書き上げの部分にみえました。近世の行政機構に国・郡・郷の制度はありません。中世には、新見荘などの荘園とならんで、国衙の支配地に郡・郷・保などの公領が成立しますが、こうした制度の名称は、淵源をたどれば古代の律令国家の行政機構に行き着きます。恐らくこのような表現は、古代

あつてこそ生まれたものでしょう。近世には、蚊家村の地域が大飯郷に属するという地元の伝承の存在したことがわかります。

以前に哲多郡内の郷の分布を検討した際に、哲多町域にひとつの郷が存在した可能性の高いことを述べましたが、それが大飯郷であった可能性はかなり高くなったと言えるでしょう。今後の古文書調査で、この点がより明確になればと思います。実は哲多町域が大飯郷にあたることを、いろいろな関連する史料が使えることとなり、大変興味深い事例になるかと思えます。もともと古代の郷は、大宝令の規定では五〇の戸を集めて里と呼ばれていたのですが、つい最近の研究では霊龜三年以降に里をやめて、これを郷と改めます。そして郷の下に今度は小さな里をおく、郷里制に移行するのですが、実は大飯郷については平城宮・平城京から出土した木簡で、郷の下に里が三つまで判明しています。前回紹介した「備中国手田郡大飯郷新口里・田中里」の唐米の荷札と、これは何を運んだのかわかりませんが、「備中国哲多郡大飯郷三谷里」とみえる木簡が出土しています。郷里制は、霊龜三年

から天平十一年頃までの短い期間にだけ施行されていた制度ですので、時期はいずれも八世紀前半のほぼ同時期のものと見なせます。他の地域では、郷里制下の里が二〜三つほど作られることがわかっているので、哲多郡大飯郷の下に位置する里は、新口里・田中里・三谷里の三つでほぼすべてであった可能性が考えられます。

郷里制下の里が自然な集落であるムラとどのような関係にあるのか、難しい点もありますが、先の「大飯郷新口里・田中里」の木簡は、「右二村一俵」として唐米を進上していました。この郷里の里がムラに近いものであることは間違いありません。大飯郷には三つのムラの存在が想定できるのですが、木簡にみえる郷里の里名がどこにあたるのか、哲多町域の古代村落は、どのように復原できるのか興味のないところでは、ヴァーチャル大飯郷を作ってみて、どこに集落が形成されるのか、その集落の特性はどのように考えられるかなど、シミュレーションしてみても面白いかもしれません。